

○新見市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱

平成25年1月8日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定により新見市長（以下「市長」という。）が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関し、法及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及び省令に定めるところによる。

(申請図書)

第3条 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるものとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査（法第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しているかどうかを審査することをいう。以下同じ。）を受けた場合 当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(3) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。）を受けた場合 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級5、等級6又は等級7であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6であることを証するものに限る。）の写し

(構造計算適合性判定の準用)

第4条 法第53条第1項の規定による認定の申請をする者（以下「申請者」という。）が、法第54条第2項の規定による申出（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）をする場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第6条の3及び第18条第5項から第12項までの規定を準用する。この場合において、同法第6条の3第8項中「当該建築主事等」及び同法第18条第12項中「建築主事等」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の場合において、低炭素建築物新築等計画が建基法第6条の3第1項又

は第18条第5項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、申請者から同法第6条の3第7項若しくは第18条第11項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、法第54条第1項の規定による認定（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下「認定」という。）をすることができる。

（事前審査）

第5条 法第53条第1項の規定による認定の申請をする者（以下「申請者」という。）は、市長に申請書を提出する前に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査を依頼し、適合証の交付を受けることができるものとする。

2 前項に定める適合証は、法第54条第1項に定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分に適合することを証したものであること。

（1） 法第54条第1項第1号関係（エネルギーの使用の効率性）

（2） 法第54条第1項第2号関係（基本方針）

（3） 法第54条第1項第3号関係（資金計画）

（取下げ届）

第6条 申請者は、法第54条第1項の規定による認定（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下「認定」という。）を受ける前に申請を取り下げるときは、取下げ届（様式第1号）1部を市長に提出しなければならない。

（取りやめ届）

第7条 認定建築主は、認定を受けた低炭素建築物新築等計画の建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替及び建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備（以下この条において「空気調和設備等」という。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「新築等」という。）を取りやめるときは、取りやめ届（様式第2号）1部に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（完了の報告等）

第8条 認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の新築等工事が完了したときは、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に従って新築等工事が行われた旨を建築士等が確認し、速やかに、工事完了報告書（様式第3号）1部を市長に提出しなければならない。

2 法第56条の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書（様式第4号）1部に工事写真及び認定を受けた計画の建築物の新築等工事が建築基準法第6条第1項に規定する建築工事の場合には、同法第7条に規定する検査済証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

3 認定を受けた計画について譲渡を行ったときは、譲渡人及び譲受人に関する報告書（様式第5号）1部を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第9条 市長は、認定及び変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式第6号）を申請者に交付する。

（改善命令）

第10条 市長は、法第57条の規定による改善に必要な措置を命ずるときは、改善命令

書（様式第7号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第11条 市長は、法第58条の規定による認定の取消しを行うときは、認定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

（助言及び指導）

第12条 市長は、認定建築主に対し、認定低炭素建築物の新築等に関し必要な助言及び指導を行うことができる。

（認定等の証明）

第13条 認定を受けた旨の証明が必要なときは、証明願（様式第9号）を提出し、証明を受けることができる。

（軽微な変更の証明に関する事項）

第14条 省令第46条の2の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（様式第10号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に添付する図書は、省令第45条の規定を準用する。

3 市長は、第1項の申請に対し軽微な変更に該当していることを証する書面を交付するときは、軽微変更該当証明書（様式第11号）に当該申請書の副本及び添付図書を添えて当該申請者に交付するものとする。

4 軽微変更該当証明書の交付を受ける前に申請を取り下げようとする者は、軽微変更該当証明申請取下げ届（様式第12号）を市長に届け出なければならない。

（台帳の整備等）

第15条 市長は、認定及び報告の必要と認める事項を記載した台帳を整備し、かつ、保存しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年12月4日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。